

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年7月3日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第18号

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年見附市規則
第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市会計年度任用職員の勤務時間、
休暇等に関する規則の規定は、令和8年6月1日から適用する。